



# 居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) 集団指導

令和6年度



神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部次世代育成課

ともに生きる社会 かながわ憲章

あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします

ともに生きる

ともに生きる社会かながわ憲章

検索



# 目次

はじめに

第1章 認可外保育施設の制度について

第2章 認可外保育施設指導監督基準について

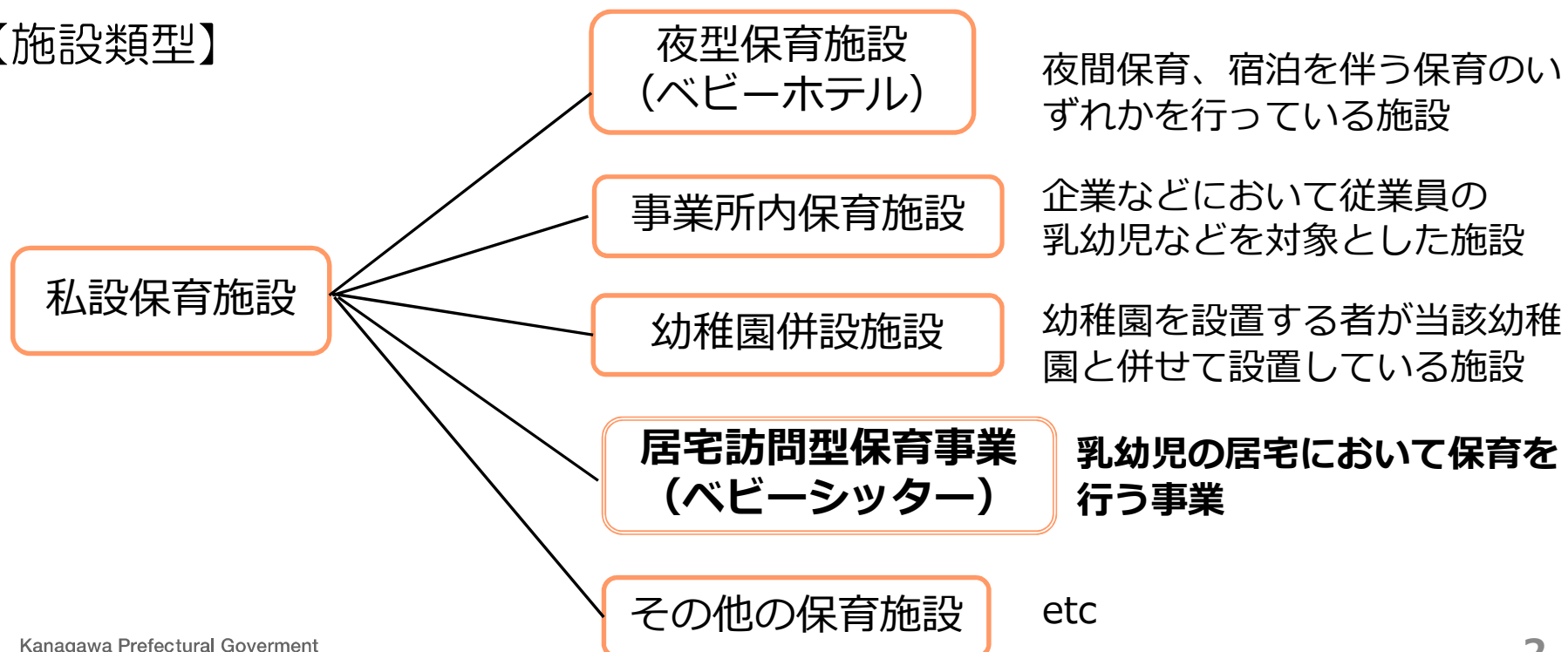
第3章 幼児教育・保育の無償化について

# はじめに①（私設保育施設（認可外保育施設）の概要）

## 私設保育施設（認可外保育施設）とは？

児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設

### 【施設類型】



## はじめに②（保育従事者の資格）

### 居宅訪問型保育事業の保育従事者（ベビーシッター）

保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）**以外**の従事者については、次のいずれかの研修を受ける必要がある。

【「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（令和3年3月31日付け子発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）】

- **地方自治体**が**実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修**や子育て支援員研修（地域保育コース）  
※企業主導型保育助成事業の実施主体が実施する研修も含む。
- 公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- 指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

# 届出の義務

- 1 届出（設置届、変更届、休止・廃止届）
  - (1) 届出先：施設所在地の**市町村の保育担当課、または県次世代育成課**  
※県次世代育成課への届出はe-kanagawa電子申請のみ
  - (2) 届出期限：届出が必要となる事由が発生してから**1か月以内**
  - (3) 届出方法等
    - 市町村の保育担当課：届出先の市町村保育担当課にご確認ください
    - 県次世代育成課：県HP掲載のe-kanagawa電子申請フォーム
  - (4) その他：様式は県ホームページから入手  
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f6592/p19599.html>)



# 届出の義務

## (5) - 1 設置届 (第1号様式)

### 1 提出が必要となる場合【児童福祉法第59条の2第1項】

- 新たに保育施設を開設した場合
- 休止していた施設を再開する場合

### 2 添付資料

- ①私設保育事業実施状況報告 (第4号様式)
- ②施設の案内リーフレット等 (利用者向けに配布等を行っているもの)
- ③利用者に提示しているサービス内容が記載された資料
- ④保険会社との契約書類の写し
- ⑤保育従事者のうち有資格者の資格が確認できる書類
- ⑥研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
- ⑦子どもの預かりサービスマッチングサイトを利用する事業者は、そのサイトにおいて提供するサービスの内容に関する情報が掲載されたページの写し
- ⑧自主点検表 (無償化対象施設の申請を予定している場合のみ)

# 届出の義務

## (5) - 2 変更届 (第2号様式)

### 1 必要となる場合【児童福祉法施行規則第49条の4】

- 施設の名称及び所在地
- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 建物その他の設備の規模及び構造
- 施設の管理者の氏名及び住所
- 届出対象施設でなくなった時
- 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）
- 開所している時間
- 入所定員

### 2 変更届が必要なその他の項目

- 設置者代表者名
- 施設のメールアドレス

# 届出の義務

## (5) - 3 休止・廃止届（第3号様式）

### 1 必要となる場合

休止又は廃止する場合【児童福祉法第59条の2第2項】

（県外に移転する場合も含む。再開するときは、再度、施設設置届を提出）

### 2 添付書類

特になし。

### ★罰則

届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合がある。

【児童福祉法第62条の4】

### ★留意事項

ベビーシッターのマッチングサイトに登録している場合や、派遣会社に所属している場合であっても、法令上の届出が必要となる。



# 報告の義務

## 2 報告

私設保育施設の設置者は、県知事に、**定例的に施設の運営状況を報告**するとともに、施設内で**事故等が生じた場合には随時報告**を行うことが**義務付け**られている。【児童福祉法第59条第1項及び同条2の5第1項】

### ○ 報告が必要となる施設

**全ての私設保育施設**（ベビーシッターも含む）

### ○ 提出先

定例報告：施設所在地の市町村の保育担当課

随時報告：神奈川県次世代育成課

### ○ 提出方法等

定例報告：届出先の市町村保育担当課にご確認ください

随時報告：第6号様式記載の送付先にメールにて提出



# 報告の義務

## (1) 定例報告（運営状況報告）

### ① 年度当初の定例報告【第4号様式】

毎年4月1日の運営状況を4月末までに報告

### ② 年度途中の定例報告【第5号様式】

毎年10月1日の運営状況を10月末までに報告

## (2) 臨時報告（特別報告）

### ① 事故等が生じた場合【第6号様式】

- 保育中に、死亡事故、治療期間が30日以上の負傷や疾病を伴う事故、食中毒等の重大な事故が生じた場合、発生後速やかに報告する。  
(骨折の場合も必ず報告)

- 特に重大な事故（乳幼児の死亡等）の場合は電話にて至急報告のうえ、書面で報告するようにする。

## 3 県の指導監督

### (1) 立入調査

- 県では、私設保育施設（認可外保育施設）に対し、施設が提供する保育の質を確保し、児童の安全確保を図る観点から、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかどうかを確認するため、立入調査を行っている。

【児童福祉法第59条第1項】

### (2) 集団指導

- ベビーシッターに対する指導については、立入調査に代えて、集団指導を年1回以上行う。

【認可外保育施設指導監督の指針（令和6年3月29日付けこ成保第206号  
こども家庭庁育成局長通知別紙 令和6年4月10日第1次改正）】

### (3) 私設保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

- 県は（1）（2）を実施し、私設保育施設指導監督基準を満たしていることを確認した場合に「私設保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付する。

# 指導監督

## (4) ベビーシッターに対する立入調査

- ベビーシッターについて、次のような場合には、前ページ(2)にかかわらず立入調査を行う。
  - ・ 苦情等の内容が深刻である場合、苦情等の件数が多い場合
  - ・ 研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合（事業者が対象）
  - ・ その他県が必要と判断する場合

## (5) 罰則

### 児童福祉法

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第1号～第6号（略）

第7号 正当な理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

# 指導監督

## (6) 集団指導の流れ

### ○ 事業者

- 集団指導の受講（受講確認書の提出）
- 集団指導チェックシートの提出

### ○ 神奈川県

- 提出された受講確認書およびチェックシートを確認
- 認可外保育施設指導監督基準への適合を確認し結果通知を送付

＜認可外保育施設指導監督基準に適合している場合（証明書未交付施設）＞

- 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付いたします。

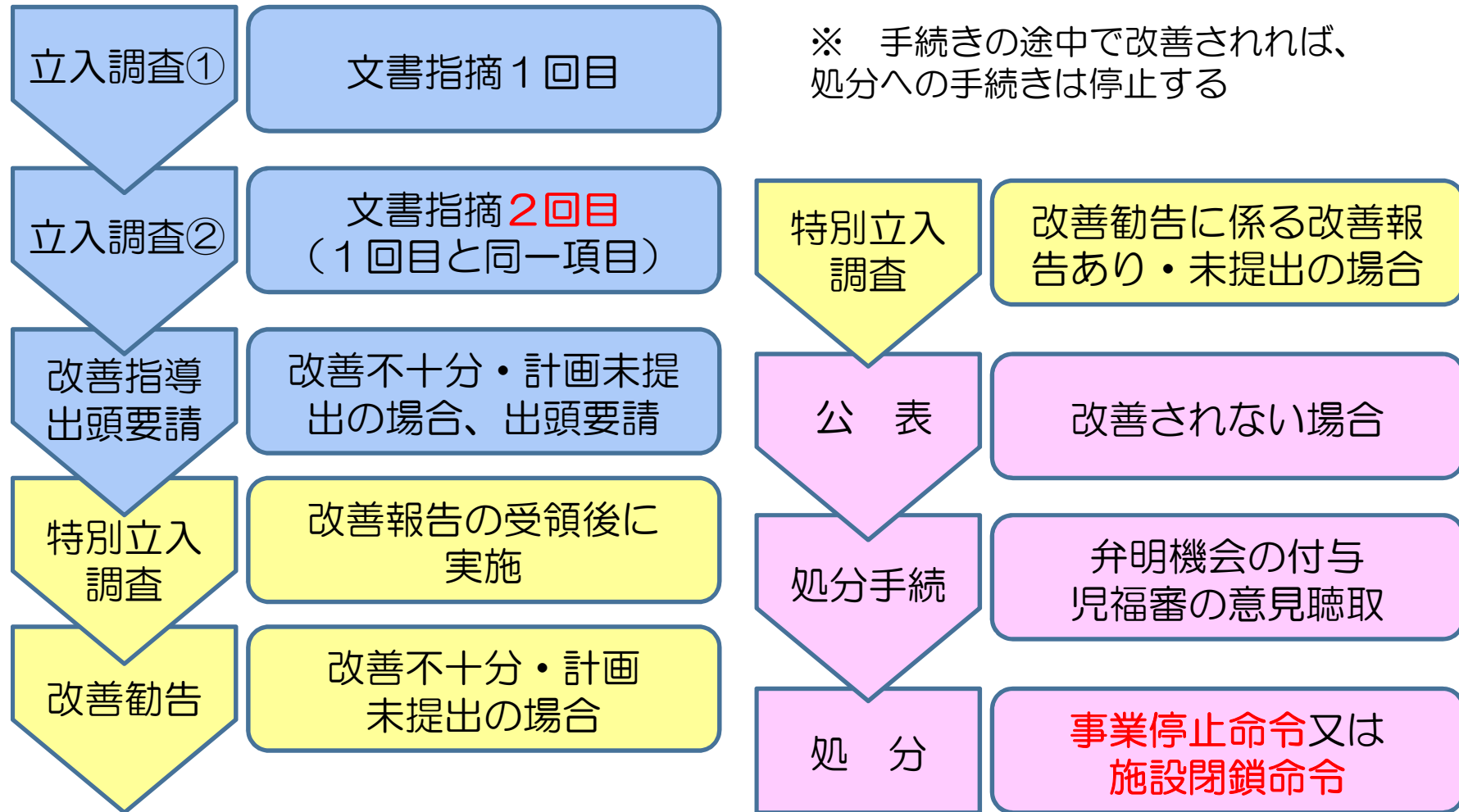
＜指摘事項がある場合＞（13ページ目の別紙1参照）

- 結果通知が届きましたら、改善報告書の提出をしていただきます。
- \* 改善報告書にて改善が確認された場合、証明書未交付施設には、  
「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付いたします。  
なお、証明書交付済施設で改善が確認されない場合は証明書の返還を求めます。

# 指導監督

## 別紙 1

### 文書指摘を受けた場合の流れ



# 目次

はじめに

第1章 認可外保育施設の制度について

第2章 認可外保育施設指導監督基準について

第3章 幼児教育・保育の無償化について

# 保育に従事する者の数及び資格

1. 原則、保育に従事する者1人に対し乳幼児1人の保育です  
\*当該乳幼児が、その兄弟姉妹と一緒に利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において複数名での保育に同意しているときは、これを適用しないことができます。
2. 保育に従事する者は以下のいずれかを満たす必要がある
  - 保育士の資格を有する
  - 看護師の資格を有する
  - 都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（子育て支援員等）等を修了している

認可外ベビーシッターについては、令和元年10月に資格に係る指導監督基準が定められ、保育士若しくは看護師の資格を持たないベビーシッターは都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修等を修了することが必要となりましたので、まだ受講されていない方は必ず受講していただきますようお願いします。

(17ページ目の別紙2参照)



# 保育に従事する者の数及び資格

## 3. 保育士でない者の名称について

\* 保育士でない者を、保育士又は保母、保父等、これに紛らわしい名称で使用してはいけません。



# 保育に従事する者の数及び資格

## 別紙2

【認可外ベビーシッター研修は毎年度実施しております。】

### ●補助金●

【認可外保育施設次修事業予算助金】  
令和6年度認可外保育施設次修事業費補助金を創設しました。  
詳細については、以下のファイルをご覧ください。  
・風通し (PDF: 216KB)  
・交付要領 (PDF: 224KB)  
・申請様式第1～6号様式 (ワード: 42KB)  
・様式別紙1～5 (エクセル: 91KB)

### 認可外ベビーシッター研修

2月27日更新

令和5年度の研修は終了しました

本県では、本年度に株式会社ホビンスプロフェッショナルに委託して令和5年度認可外ベビーシッター研修を開催することとしました。

令和6年1月30日（火曜日）までに再刊のホームページから申告をさせていただきますようお願いいたします。研修内容につきましては、再刊ホームページからご確認ください。

[令和5年度神奈川県認可外ベビーシッター研修要領のご案内（株式会社ホビンスプロフェッショナルホームページ）](#)

認可外ベビーシッターについては、令和元年10月に資格に係る研修監督基準が定められ、保育士若しくは看護士の資格を持たないベビーシッターは都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修等を受講することが必要となりましたので、まだ受講されていない方は必ず受講していただきますようお願いいたします。

### 令和5年度居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）集団指導 終了しました

児童福祉法第59条第1項に基づき、立入調査に代えて居宅訪問型保育事業者を対象とした集団指導（HP上での資料講読と書面審査）を実施致します。なお、正当な理由なく受講及び書類の提出をしない事業者については、別途立入調査を行うことがあります。

<対象者>

神奈川県内在住（横浜市、川崎市、相模原市、横浜府市在生の方を除く）で県に施設保育施設の届出をしている、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）の実施を目的とした事業者。

<講習>

以下の研修資料を受講し、受講確認票を提出してください。

（受講確認票の提出をもって受講完了とみなします）

講習受講期間：令和6年2月19日（月曜日）から令和6年3月8日（金曜日）まで

研修資料

受講確認票

<書面審査>

以下のチェックシートと必要書類（チェックシートに記載あり）を提出してください。

提出期限：講習受講後から令和6年3月8日（金曜日）まで

（個人用）チェックシート

（法人用）チェックシート

<結果通知等>

県による書面審査が終了次第、結果通知を送付いたします。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cn/06592p18598.html>

3/5

※ 令和6年度の認可外ベビーシッター研修は、令和7年2月～3月頃の開催予定です。



# 保育室等の構造、設備及び面積

## 1. 事業の運営を行うために必要な広さ及び専用区域を設ける必要があります

\*乳幼児の居宅ではなく、事業を行う事業者の事務所が対象です。

## 2. 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めてください

\*玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるもの等



# 非常災害に対する措置

## 1. 防災上の必要な措置を講じてください

\*火災、地震等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認を含む）についてあらかじめ検討し、避難訓練等を実施することが必要です。



# 保育内容

## 1. 保育所保育指針を参考に適切な保育を実施してください

- 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握してください。
- 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように十分な配慮をしてください。
- 乳幼児の生活リズムに沿った保育を実施してください。
- 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育をしていませんか。



# 保育内容

2. 保育に従事する者の人間性と専門性を図ってください  
\* 保育所保育指針を理解する機会などを設けてください。
3. 乳幼児の人権に対し十分な配慮をしてください  
\* 乳幼児に身体的及び精神的苦痛等を与えたり、人格を咎めたりしていませんか。
4. 児童相談所等の専門的機関との連携を図ってください



# 保育内容

## 5. 保護者との密接な連絡及び緊急時の連絡体制を整えてください

- 連絡帳やその他方法により、保護者と密接な連絡が必要です。  
(保護者からは家庭での様子。保育に従事する者からは保育中の様子)
- 緊急時に保護者やかかりつけ医等に早急に連絡できるよう、緊急連絡先を把握することが必要です。



# 給食（食事を提供する場合）

1. 食器等の適切な衛生管理をしてください
2. 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等）に配慮した対応を実施してください
3. 調理や調乳を行う場合、実情に応じた検便の実施をしてください





# 健康管理・安全確保

## 1. 乳幼児一人一人の健康状態を観察してください

＊預かりの際は保護者から健康状態の報告を受け、引き渡しの際は状態を報告する。

## 2. 感染予防のための対策を行ってください

## 3. 乳幼児突然死症候群への注意を払ってください

＊睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態、仰向け寝の徹底など

## 4. 職員の健康診断の実施をしてください

＊採用時および1年に1回の健康診断の実施など



5. 「安全計画」を策定し、安全確保に配慮した保育を実施してください

- 職員、保護者に対し安全計画について周知する。
- 計画に基づき定期的な訓練を実施し、適宜見直しを図る。

6. 施設外の活動やその他児童の移動のために自動車を運行するときは、点呼等により所在の確認をしてください

7. 事故発生時の体制を整え、適切な対応を図ってください

- 賠償責任保険等への加入など
- 事故発生時の記録および都道府県知事等への報告
- 救命措置の訓練の実施



# 利用者への情報提供

## 1. 利用者への情報提供

施設の設置者は、施設の利用者へ、情報提供を行わなければならない。

【児童福祉法第59条の2の2～4】

- ①サービス内容の掲示（27ページ目の別紙3参照）
- ②利用者に対する契約内容等の書面交付（28ページ目の別紙4参照）
- ③利用者（予定者含む。）に対する契約内容等の説明



※ ①掲示書類と②交付書類を兼用できる参考様式と書き方を掲載しております。

# 利用者への情報提供

## 別紙3

### 施設及びサービスに関する内容の提示

- 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 事業を開始した年月日
- 保育提供可能時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じた事がある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- 利用定員
- 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 設置者及び職員に対する研修の受講状況
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び金額
- （提携している場合）提携先の医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 緊急時における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 設置者が過去に業務停止命令又は施設閉鎖命令を受けた否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む）

※「ここdeサーチ」でも上記必須事項を掲載する必要があります。

# 利用者への情報提供

## 別紙4

### サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 事業所の名称及び所在地
- 事業所の管理者の氏名
- 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び金額
- (提携している場合) 提携先の医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先



# 備える帳簿等

## 1. 利用乳幼児に関する書類等を整備してください

- 乳幼児の生年月日及び健康状態
- 保護者の連絡先
- 乳幼児利用記録ならびに契約内容等
- 利用乳幼児及び保護者の氏名



# 行政による情報提供

## 1. 行政による情報提供

知事は、毎年、施設の運営の状況その他児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、公表することが定められている。

県では、保育施設に関する情報提供をインターネットにより行っている。

〔 ここdeサーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）  
<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANNO10100E00.do> 〕

# 指導基準

【認可外保育施設の詳細な指導基準が確認できます。】

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・子育て > 子ども・子育て支援 > 事業者の方へ（私設保育施設）

## 事業者の方へ（私設保育施設）

神奈川県私設保育施設（認可外保育施設）についてのページです。

【お知らせ】

「私設保育施設（認可外保育施設）運営の手引き」の一部を改訂しました。

### 私設保育施設指導監督要綱

私設保育施設の指導監督の手続きについて定めたものです。

[私設保育施設指導監督要綱](#)（PDF：267KB）

### 私設保育施設指導監督基準

私設保育施設の設置及び運営の基準を定めたものです。

[私設保育施設指導監督基準](#)（PDF：723KB）

### 私設保育施設指導基準

立入調査の結果について、私設保育施設指導監督基準に沿って、文書指導を行うべきものと口頭指導を行うべきものに整理したものです。

[私設保育施設指導基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）](#)（令和6年5月8日改訂）（PDF：420KB）

[私設保育施設指導基準（1日に保育する乳幼児の数が5人以上の施設）](#)（令和6年5月8日改訂）（PDF：367KB）

[私設保育施設指導基準（厚労省訪問型保育事業・複数保育士従事する者を採用しているもの）](#)（令和6年5月8日制定）（PDF：270KB）

[私設保育施設指導基準（厚労省訪問型保育事業・複数保育士従事する者を採用していないもの）](#)（令和6年5月8日制定）（PDF：416KB）

### 私設保育施設書面調査調査書様式

立入調査に代えて書面による調査を行う場合の提出様式です。

[私設保育施設書面調査調査書様式（エクセル）](#)（85KB）

### 私設保育施設改善結果報告書提出時の添付書類の例

指摘事項にかかる改善報告書に添付する書類の例です。

[改善結果報告書の例](#)（ワード：31KB）

[改善結果報告書提出時の添付書類の例（6人以上）](#)（PDF：299KB）

[改善結果報告書提出時の添付書類の例（5人以下）](#)（PDF：266KB）

県ホームページから入手（閲覧）可能

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f6592/p19599.html>

必ず**該当の**指導基準を確認する。



# 目次

はじめに

第1章 認可外保育施設の制度について

第2章 認可外保育施設指導監督基準について

第3章 幼児教育・保育の無償化について

# 幼児教育・保育の無償化

## 1 制度の概要

### 幼児教育・保育の無償化とは？

令和元年10月からスタート。  
幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの全ての子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料。（令和6年9月末までは経過措置により、「私設保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていない施設も対象。）

令和6年10月以降、無償化の経過措置終了に伴い、「私設保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されていない場合は、無償化の対象外となりますのでご注意ください。

# 幼児教育・保育の無償化

## 2 施設ごとの制度の特徴

認可外保育施設等※1 を利用している方

注：保育所・幼稚園等の  
利用児童は併用できない

年齢 ※2	区分	2019年9月までの 保育料（月額）	2019年10月からの 保育料（月額）
3 ～ 5 歳	全ての世帯	施設が定めた額	月額37,000円 まで無償※3
0 ～ 2 歳	生活保護世帯	施設が定めた額	月額42,000円 まで無償※3
	住民税非課税世帯 (年収260万円未満)		
	上記以外の世帯		今までと同じ

※1 認可外保育等：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター

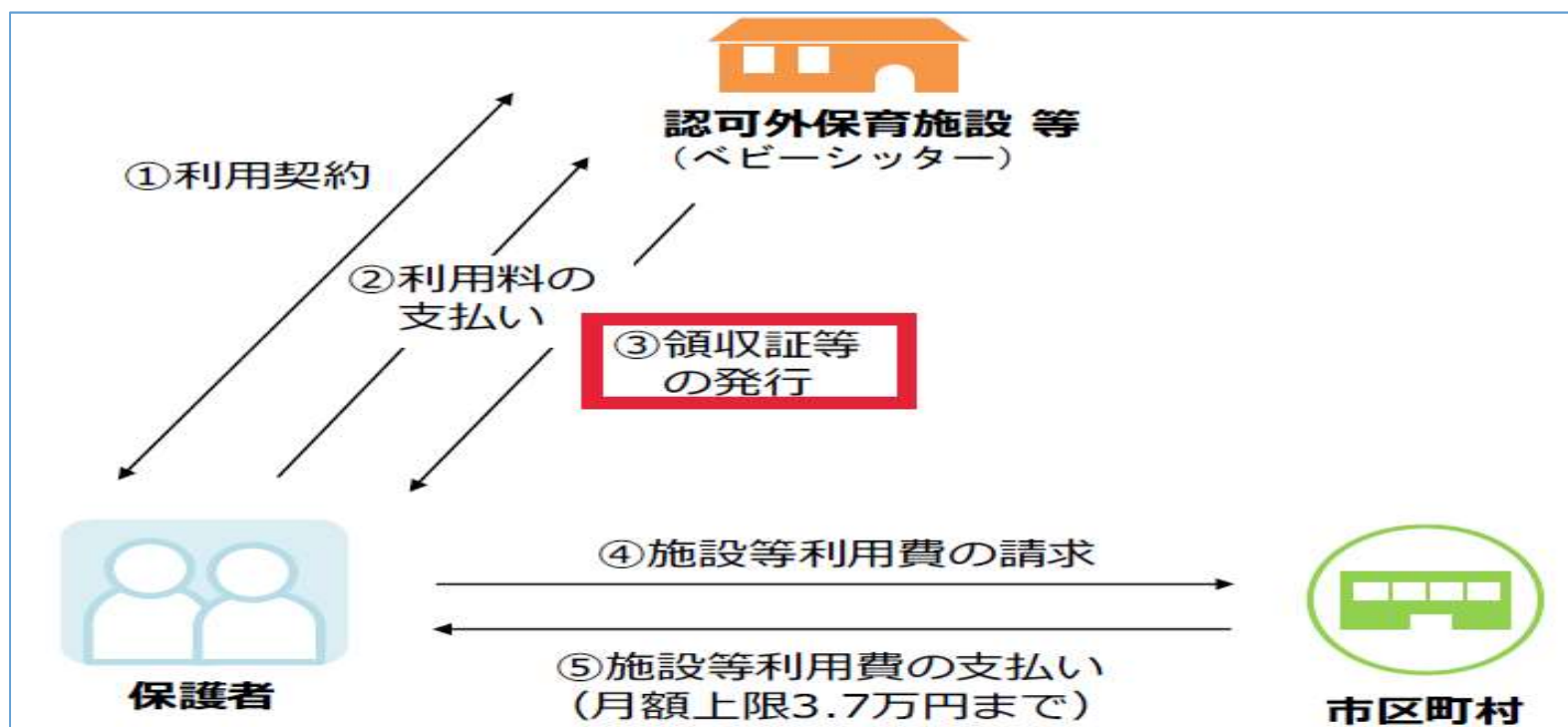
※2 3歳の誕生日を迎えた次の4月（3歳児クラス）から小学校入学前までの3年間

※3 上限額を超えた分は自己負担になります。  
お住まいの市町村から保育の必要性の認定を受けられる方に限ります。

# 幼児教育・保育の無償化

## 無償化の手続き

ベビーシッターは領収書、提供証明書の発行が必要。  
※様式は市町村が定めている。



※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

# 幼児教育・保育の無償化

## 領収書（国の参考様式）

第〇号様式(第〇条関係) 【請求書参考様式その7-1-2】

年 月 日

**特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証**  
預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育の利用料

納入者 \_\_\_\_\_ 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（ 年 月分）として

設置者名称 \_\_\_\_\_  
 主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_  
 代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 施設・事業所の名称 \_\_\_\_\_

特定子ども・子育て支援利用料の領収金額	円	(下記①の金額)
---------------------	---	----------

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】  
 当該月分の利用料(保育料)として 円 ①

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】  
 日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等として 円

※認可外の居宅訪問型保育事業について、送迎のみの利用は対象外

## 提供証明書（国の参考様式）

第〇号様式(第〇条関係) 【請求書参考様式その7-2】

**特定子ども・子育て支援提供証明書**  
 【令和 年 月分】

認定保護者	フリガナ	住所	認定子ども	フリガナ	法第30条の4の認定種別		
	氏名			氏名	<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日(提供日数)」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にしを記入	提供した日(提供日数※1)	提供時間帯※2	費用※3
<input type="checkbox"/> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	日 ~ 日 ( 日 )	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円

※1 提供日数は、預かり保育事業のみ記載。 ※2 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。 ※3 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を記入。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	印
施設・事業所の名称	

# おわりに

私設保育施設(認可外保育施設)  
運営の手引き 改訂版



手引きをご用意して  
います。

神奈川県では、乳幼児の保育を行なう施設で認可保育所以外のものを総称して私設保育施設と呼んでいます。  
私設保育施設については、児童福祉法により、事業所内の施設等を除き届出等が義務づけられているうえ、子どもの保育を行ううえで遵守が望まれる指導基準等が定められています。  
この冊子は、子どもたちのよりよい保育をめざして、施設の適切な運営を行っていただくための手引きです。

令和6年度

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部  
次世代育成課

運営の手引き <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/29280/r6uneinotebiki.pdf>

問合せ先  
神奈川県次世代育成課監査グループ  
電話：045-210-4669  
Eメール：jisedai.532@pref.kanagawa.lg.jp

## おわりに

資料は以上です。  
受講お疲れ様でした。

★受講確認票の提出をお願いします。  
(提出をもって受講とみなします。)

★チェックシートおよび必要書類の提出もお願いします。